

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)
第5条第1項の規定により、特定事業の実施に関する方針を定めましたので、同条第3項の
規定により、別冊のとおり公表します。

令和5年8月2日

近畿地方整備局長 見坂 茂範

国道171号幸電線共同溝PFI事業の
実施に関する方針

令和5年8月

国土交通省 近畿地方整備局

目 次

第1章 特定事業の選定に関する事項.....	1
1 特定事業の事業内容に関する事項.....	1
(1) 事業名称.....	1
(2) 事業の対象となる公共施設等の種類.....	1
(3) 事業の対象となる公共施設等の名称.....	1
(4) 公共施設等の管理者等.....	1
(5) 事業目的.....	1
(6) 特定事業の概要.....	2
(7) 事業方式及び権利関係.....	3
(8) 事業期間.....	3
(9) 事業スケジュール.....	3
(10) 事業者への支払い.....	3
(11) 本事業の実施に関する協定等.....	4
(12) 遵守すべき法令及び許認可等.....	4
(13) 事業期間終了時の措置.....	4
2 特定事業の選定方法に関する事項.....	5
(1) 選定基準.....	5
(2) 評価方法.....	5
(3) 特定事業の選定結果の公表.....	5
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
1 民間事業者の募集及び選定.....	6
2 民間事業者の選定方法.....	6
(1) 入札公告.....	6
(2) 質問受付.....	6
(3) 質問回答.....	6
(4) 第一次審査資料の受付.....	6
(5) 第一次審査結果の通知.....	7
(6) 入札書及び第二次審査資料の受付.....	7
(7) ヒアリング.....	7
(8) 民間事業者の選定.....	7
(9) 第二次審査結果の公表.....	7
3 民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール.....	7
4 有識者委員会の設置.....	8
5 提出書類の概要.....	8
(1) 提出書類の内容.....	8

(2)	提出書類の取扱い.....	8
6	応募者の参加資格要件.....	9
(1)	応募者の構成.....	9
(2)	応募者共通の参加資格要件.....	11
(3)	設計企業の参加資格要件.....	12
(4)	工事企業の参加資格要件.....	15
(5)	工事監理企業の参加資格要件.....	17
(6)	維持管理企業の参加資格要件.....	17
7	競争参加資格確認基準日.....	18
第3章	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項..	19
1	事業者の責任の明確化に関する事項.....	19
(1)	責任分担の基本的考え方.....	19
(2)	想定されるリスクと責任分担.....	19
(3)	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法.....	19
2	事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	19
(1)	契約保証金の納付等.....	19
(2)	事業の実施状況の監視及び改善要求措置.....	20
(3)	業務の履行の検査等.....	20
第4章	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	21
1	事業対象区域に関する事項.....	21
2	本施設の計画に関する事項.....	21
(1)	本施設の構成.....	21
(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設.....	21
第5章	事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	22
1	疑義が生じた場合の措置.....	22
2	管轄裁判所の指定.....	22
第6章	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	23
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	23
2	事業の継続が困難となった場合の措置.....	23
(1)	事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合.....	23
(2)	近畿地方整備局の帰責事由により事業の継続が困難となった場合.....	23
(3)	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合.....	23
3	金融機関等との協議.....	24
第7章	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	25
1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	25
2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	25
3	その他の措置及び支援に関する事項.....	25

第8章	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	26
1	問合せ先	26
2	情報公開及び情報提供.....	26
3	実施方針に関する説明会及び質問・意見の受付等.....	26
	(1) 実施方針に関する説明会.....	26
	(2) 設計図書等の閲覧.....	26
	(3) 実施方針等に関する質問・意見の受付.....	27
	(4) 実施方針等に関する質問回答.....	27
	(5) 意見に対するヒアリング.....	27
	(6) 実施方針の変更.....	27
4	使用言語	27
5	書類作成に係る費用.....	27
別紙1	事業対象位置図.....	28
別紙2	調査・設計業務、工事業務、工事監理業務の対象範囲.....	29
別紙3	維持管理業務の対象範囲.....	30
別紙4	リスク分担表.....	31
別紙5	クラウドシステムによる「既存資料の閲覧」について.....	37
Summary	38

様式1 実施方針等への質問書

様式2 実施方針等への意見書

国土交通省近畿地方整備局（以下「近畿地方整備局」という。）は、国道 171 号大阪府高槻市幸地区において電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 2 条第 3 項に定める電線共同溝（以下「電線共同溝」という。）の整備・維持管理事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この「国道 171 号幸電線共同溝 P F I 事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」（令和 5 年 6 月 2 日改正）等に基づき、本事業について、必要となる事項を定めたものである。

第 1 章 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

（1）事業名称

国道 171 号幸電線共同溝 P F I 事業（以下「本事業」という。）

（2）事業の対象となる公共施設等の種類

- ・ 電線共同溝（道路法第 2 条第 2 項第 9 号に定める電線共同溝（道路附属物））
- ・ 道路（車道、歩道等）
- ・ 道路附属物等（道路照明、防護柵等）

（3）事業の対象となる公共施設等の名称

一般国道 171 号

（4）公共施設等の管理者等

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 近畿地方整備局長 見坂 茂範）

なお、本事業に係る基本協定及び事業契約については、近畿地方整備局が締結することを予定している。

（5）事業目的

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

(6) 特定事業の概要

① 事業対象

本事業は、別紙1「事業対象位置図」に示す事業対象区域において整備する電線共同溝等（以下「本施設」という。）の調査・設計及び工事（以下あわせて「整備」という。）並びに、電線共同溝の維持管理をPFI法に基づき実施するものである。

本事業の対象は、調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務に関しては別紙2「調査・設計業務、工事業務、工事監理業務の対象範囲」に、維持管理業務に関しては別紙3「維持管理業務の対象範囲」に示す。

なお、本事業は占有者が所有する管路・マンホール等の既存施設（以下「既存ストック」という）を活用して実施する計画である。

対象 区分	上り線				下り線				
	電線 共同溝 (管路部, 特殊部)	歩道	道路 附属物 (道路照明, 防護柵等)	車道	電線 共同溝 (横断部)	車道	道路 附属物 (道路照明, 防護柵等)	歩道	電線 共同溝 (管路部, 特殊部)
調査・設計 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事監理 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
維持管理 業務	○	—	—	—	○	—	—	—	○

○：特定事業が対象とする項目。

なお、電線共同溝（管路部）の引込管、連系管及び連系設備を含み、引込設備は含まない。ただし、連系設備の維持管理業務は占有者に引継を行うまでとする。

② 特定事業の業務内容

特定事業として民間事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

ア 調査・設計業務

- a 事前調査業務（現地踏査、試掘調査）
- b 詳細設計業務
- c 調整マネジメント業務（設計段階）

イ 工事業務

- a 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務

※ 道路管理者以外が所有する既存支障施設は含まない。

b 工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備）

※ 電線の入線工事及び既存電柱・電線の撤去は業務に含まない。

c 調整マネジメント業務（工事段階）

d 本事業で整備する施設の所有権移転業務

ウ 工事監理業務

a 工事監理業務

エ 維持管理業務

a 点検・補修業務

b 台帳作成・管理業務

c 調整マネジメント業務（維持管理段階）

（7）事業方式及び権利関係

本事業は、以下に示す事業方式（B T O（Build Transfer Operate）方式）で実施する。

民間事業者は、事業対象地区において、本施設の設計及び工事等の業務を行い、整備完了後に本施設の所有権を国に移転する。その後、民間事業者は、事業期間が満了するまで、維持管理対象施設の維持管理業務を行うこととする。

なお、既存ストックの所有権について、近畿地方整備局が工事業務の着手までに占有者から所有権を取得する予定である。

（8）事業期間

本事業の事業期間は、近畿地方整備局と民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和 35 年 3 月 31 日までの約 30 年間で予定する。

（9）事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。

事業契約の締結 令和 6 年 3 月頃

本施設の完成・引渡し 令和 15 年 3 月頃

事業完了 令和 35 年 3 月末

（10）事業者への支払い

本事業における民間事業者への支払いは以下のとおりである。

① 調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務に係る対価

近畿地方整備局は、本施設の調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務に係る対価について、国への所有権移転後、令和 15 年度から令和 34 年度までの間、事業

契約書に定める額を割賦方式により支払う。

② 維持管理業務に係る対価

近畿地方整備局は、維持管理対象施設の維持管理業務に係る対価について、事業契約書に従い、国への所有権移転後、令和15年度から令和34年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。

なお、電線共同溝の入線等に関わる利用者の道路占用料については、近畿地方整備局が収受し民間事業者の収入とはしない。

(11) 本事業の実施に関する協定等

近畿地方整備局は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、次の①及び②に掲げる協定等を締結する。

① 基本協定

近畿地方整備局は、選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、基本協定書（案）は、入札公告時に示す予定である。

② 事業契約

近畿地方整備局は、基本協定の定めるところにより、選定事業者が設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）又は選定事業者（一定の要件を満たす場合）との間で事業契約を締結する予定である。SPC又は選定事業者（以下「事業者」という。）は、当該事業契約に基づいて本事業を実施する。

なお、事業契約書（案）は、入札公告時に示す予定である。

また、一定の要件を満たす場合とは、第2章6(1)④に示す一定の要件を参照すること。

(12) 遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

(13) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、維持管理対象施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。なお、事業者は、事業契約期間終了日の約2年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を近畿地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な事業引継ぎ協議を行うこと。

2 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

近畿地方整備局は、PFI法、基本方針及び「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」等を踏まえ、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 評価方法

近畿地方整備局は、自らが電線共同溝等の整備等を実施した場合と、事業者によつてこれらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として公的財政負担の軽減が期待できる場合にVFMがあるものと評価する。

(3) 特定事業の選定結果の公表

近畿地方整備局は、(2)に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、近畿地方整備局のホームページにおいて公表する予定である。なお、客観的な評価を行った結果、特定事業の選定を行わないこととした場合にあつても同様に公表する。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定

近畿地方整備局は、本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募する。なお、民間事業者の選定は、総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35条）第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）を採用する予定である。

また、本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された協定の対象であり、入札手続は「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）に基づいて実施する。

なお、民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者によっても公的財政負担の縮減等の達成が見込めないなどの理由により、本事業を選定事業として実施することが適当でないと判断した場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとし、その旨を速やかに公表する。

2 民間事業者の選定方法

近畿地方整備局は、以下に示す手順により民間事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

（1）入札公告

近畿地方整備局は、民間事業者の選定等を行うに当たり、本事業の入札公告を官報に掲載するとともに、入札公告後直ちに入札説明書等を掲示、近畿地方整備局のホームページ等への掲載その他適宜な方法により公表する。

（2）質問受付

近畿地方整備局は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

（3）質問回答

近畿地方整備局は、質問及び質問に対する回答を近畿地方整備局のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。なお、第一次審査資料の作成に必要と判断される質問に対する回答は、第一次審査資料の作成期間を考慮して公表することとし、詳細は入札公告時に示す。

（4）第一次審査資料の受付

入札に参加しようとする民間事業者は、入札説明書の定めるところにより、第一次審査資料を提出する。

(5) 第一次審査結果の通知

近畿地方整備局は、第一次審査資料を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）を対象に競争参加資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。競争参加資格があると認められた応募者は、第二次審査資料を提出することができる。

(6) 入札書及び第二次審査資料の受付

競争参加資格があると認められた応募者は、入札説明書の定めるところにより、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を提出する。

(7) ヒアリング

近畿地方整備局は、入札書及び第二次審査資料を提出した応募者（以下「入札参加者」という。）を対象に、必要に応じて第二次審査資料の事業計画の提案内容についてヒアリングを行う。

(8) 民間事業者の選定

近畿地方整備局は、入札参加者を対象に、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価し、本事業の実施を委ねる民間事業者を選定する。

(9) 第二次審査結果の公表

近畿地方整備局は、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価した結果を、各入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び近畿地方整備局のホームページへの掲載その他適宜な方法により公表する。

3 民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール

近畿地方整備局は、以下の手順・スケジュールにより、民間事業者を募集及び選定することを予定している。なお、入札公告・入札説明書等の公表以降の具体的な募集及び選定に関する手順・スケジュールは入札公告時に示す。

日 程	内 容
令和5年8月2日（水）	実施方針等の公表
令和5年8月2日（水） ～	設計図書等の閲覧
令和5年8月3日（木） ～8月9日（水）	実施方針等に関する質問・意見の受付
令和5年8月24日（木）	実施方針等に関する質問・意見に対する回答の公表
令和5年9月頃	特定事業の選定の公表
令和5年10月頃	入札公告、入札説明書等の公表・交付

令和5年10月頃	入札説明書等に関する質問受付（1回目）
令和5年10月頃	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（1回目）
令和5年11月頃	第一次審査資料（参加表明書等）の受付
令和5年11月頃	競争参加資格確認結果の通知
令和5年11月頃	入札説明書等に関する質問受付（2回目）
令和5年12月頃	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（2回目）
令和5年12月頃	入札書及び第二次審査資料（提案書）の受付
令和6年2月頃	選定事業者の公表

4 有識者委員会の設置

近畿地方整備局は、民間事業者の選定にあたり、PFI法第11条に定める客観的な評価を行うため、次のとおり学識経験者等の外部委員により構成される「国道171号幸電線共同溝PFI事業有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）を設置し、入札参加者が提案する事業計画に対する評価についての調査審議を委ね、国はその経過及び結果を公表する。

【有識者委員会 委員名簿】

甲斐 良隆	京都情報大学院大学 教授
河井 克之	近畿大学 理工学部 総合理工学研究科 教授
高田 昇	立命館大学 名誉教授
西嶋 淳	大阪商業大学大学院地域政策学研究科 教授

（五十音順、敬称略）

5 提出書類の概要

（1）提出書類の内容

第一次審査資料として、競争参加資格の確認資料等の提出を求めることを予定している。

第二次審査資料として、入札書及び提案書の提出を求めることを予定している。

なお、詳細については、入札公告時に示す。

（2）提出書類の取扱い

① 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、公表、展示その他国が本事業に関して必要と認めるときは、近畿地方整備局は、当該提出書類の全部または一部を無償で使用することができるものとする。

また、選定に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の公表以外については使用しない。民間事業者の選定後、選定に至らなかった応募者の提出書類については返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った応募者が負う。

③ 資料の公開

近畿地方整備局は、民間事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については近畿地方整備局と各応募者との間で協議する。

6 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

① 応募者は、第1章1(6)②に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

② 応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとし（以下、代表企業には応募企業を含む。）、構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。また、本事業を行うためのSPCを設立する場合、応募グループの構成員は以下の定義により分類される。

ア 代表企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者

イ 構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業

ウ 協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業

③ 協力企業についても、入札参加表明書の提出時に協力企業として明記すること。

④ 応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのSPCを会社法に基づく株式会社として設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからウの要件を全て満たす場合をいい、この要件を満たしたSPCを設立しない場合、応募グループのうちで代表企業以外の者は構成企業とする。

ア 直近3期が債務超過でないこと。

イ 経常収支が3期連続で赤字でないこと。

ウ 3期以上の決算を迎えていること。

- ⑤ S P Cへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。
- ア 代表企業及び構成企業は、S P Cの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
 - イ 代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。
 - ウ S P Cの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有することとし、近畿地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
- ⑥ 応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、第1章1(6)②に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が第1章1(6)②ウに掲げる工事監理業務と第1章1(6)②イに掲げる工事業務を兼務して実施することはできない。また、応募企業の場合は、第1章1(6)②ウに掲げる工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。
- ⑦ 代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、近畿地方整備局と協議するものとし、近畿地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。
- ⑧ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。
- ⑨ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。
- ⑩ 上記⑨において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」とは、次のアからウまでに該当する者をいう。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- a 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- b 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除

く。

- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (イ) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ロ) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (ハ) 会社法第 2 条第 15 条に規定する社外取締役
 - (ニ) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ロ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ハ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - ニ) 組合の理事
 - ホ) その他業務を執行する者であつて、イ) からニ) までに掲げる者に準ずる者
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- エ 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（２）応募者共通の参加資格要件

代表企業及び構成企業並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② P F I 法（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなさ

れている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)

- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、近畿地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(令和2年12月25日付け国会公契第22号)に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号)及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。
- ⑦ 有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。
- ⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」とは、第2章6(1)⑩に同じ。

(3) 設計企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第1章1(6)②アに掲げる調査・設計業務を実施する者(以下「設計企業」という。)は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務(設計段階)のみを実施する者はこの限りでなく、次の②又は事業監理業務※の実績を有する者若しくは第2章6(4)に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。

※ 事業監理業務とは、国、特殊法人等^{注1}、地方公共団体^{注2}、地方公社^{注3}、公益法人^{注4}又は大規模な土木工事を行う公益民間企業^{注5}が発注した業務で、工事発注までに必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び建設行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務。

(注1) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、学校法人沖縄科学

技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者安全福祉機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

(注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

(注3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

(注4) 公益法人とは、次のものをいう。

一 一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人。）

(注5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

- ① 近畿地方整備局における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- ② 次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成

25年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。なお、公示日までに完了予定であった業務が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことにより、公示日までに完了しなかった場合、当該業務は公示日までに完了したものとし、実績として認める。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。

- ・電線共同溝の実施（詳細）設計業務
- ・電線共同溝の基本（概略・予備）設計業務

※共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。

③ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア 管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。

- a 技術士（総合技術監理部門：建設一道路、建設部門：道路）
- b 国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路一業務：計画・調査・設計）
- c 土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、1級土木）（設計）

※国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定（平成26年11月28日国土交通省告示第1107号）第二条2項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

※外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相応又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局）または国土交通大臣認定（総合政策局又は土地・建設産業局）を受けている必要がある。なお、参加表明書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書等を提出することができるが、この場合、参加表明書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

※参加表明書等の提案内容に記載した配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、第二次審査提出書類の提出前においては、以降の手続きに参加をしないもしくは直ちに辞退を行うこと。また、落札者決定までの期間においては、直ちにその旨を第8章1に記載の担当部局まで通知すること。万一これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

イ 次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成25年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務の実績を有する者とする。

なお、公示日までに完了予定であった業務が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことにより、公示日までに完了しなかった場合、当該業務は公示日までに完了したものとし、実績として認める。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。

- ・電線共同溝の実施（詳細）設計業務
- ・電線共同溝の基本（概略・予備）設計業務

- ④ 上記②、③のイの実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも開発建設部関係事務所を含み、港湾空港関係を除く。）が発注した業務に係る実績である場合にあっては、業務評定点が 60 点未満のものは、実績として認めない。

（４）工事企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第 1 章 1（6）②イに掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は第 2 章 6（3）に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たせば良いものとする。

- ① 近畿地方整備局における令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「一般土木工事」に認定されている者であること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

- ② 平成 20 年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。

ア 電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事の施工実績

イ 供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で、交通規制を伴う工事の施工実績

ウ 上記ア、イは同一工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）が発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が 65 点未満のものは、実績として認めない。また、低入札工事にあつては工事成績評定

点が70点未満でないことで実績とする。

- ③ 次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該業務に専任で配置できること。

ア 次に掲げる資格を有す配置予定技術者（監理技術者又は主任技術者）であること。

（監理技術者を配置する場合）

- a 1級土木施工管理技士
- b 1級建設機械施工管理技士
- c 技術士

建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）、総合技術監理部門（建設部門、農業土木、農業農村工学、水産土木、森林土木）

- d 1級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、もしくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいう。

（主任技術者を配置する場合）

- a 1級又は2級土木施工管理技士（種別は「土木」に限る。）
- b 1級又は2級建設機械施工管理技士
- c 技術士

建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）、総合技術監理部門（建設部門、農業土木、農業農村工学、水産土木、森林土木）

- d 1級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、もしくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいう。

イ 平成20年度以降に元請けとして、同種工事（第2章6（4）②に掲げる工事）の経験を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の経験は認められない。）。

- ・上記の期間に長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を経験として評価する期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、経験として評価する期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。

- ・同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海

道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

- ・低入札工事にあっても同様に工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。
- ・申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡し完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

ウ 配置予定技術者にあつては、参加表明書提出期限日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

エ 配置予定技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。

オ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

カ 上記アからオまでについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加できないことがある。

（5）工事監理企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第1章1（6）②ウに掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

- ① 近畿地方整備局における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ② 平成25年度以降に、道路工事に関する工事監督支援業務の実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあつては、評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

（6）維持管理企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第1章1（6）②エに掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。ただし、点検業務のみを実施する者は次の①及び②の要件を、台帳作成・管理業務のみを実施する者は次の①の要件を、補修業務のみを実施する者は次の③の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）の

みを実施する者はこの限りでなく、第2章6（2）に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

- ① 近畿地方整備局における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。なお、当該一般競争（指名競争）参加資格を認定されていない者は開札日までに認定を受けること。
- ② 平成25年度以降に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。
- ③ 近畿地方整備局における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕」の認定を受けていること。

7 競争参加資格確認基準日

競争参加資格確認基準日は、入札公告時に示される競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的考え方

近畿地方整備局及び事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、良質かつ低廉な公共サービスの提供を目指すものとする。

(2) 想定されるリスクと責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、別紙4「リスク分担表」による。

ただし、当該リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更等を行うことがある。なお、リスク分担の変更の可否については、実施方針に関する質問等に対する回答において示すものとし、リスク分担を変更した場合は当該回答の内容を入札公告時に示す事業契約書（案）に反映する。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

近畿地方整備局及び事業者のいずれの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、近畿地方整備局と事業者が共同または分担して負担することとし、その負担方法については、別紙4「リスク分担表」によるほか、詳細を入札公告時に事業契約書（案）において示す。

なお、近畿地方整備局及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

2 事業者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

近畿地方整備局は、事業契約に基づいて事業者が実施する本事業の履行を確保するため、次の①から③のいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設の整備費（調査・設計費、工事費及び工事監理費）に相当する合計額の10分の1以上とする。

① 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

② 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- ③ 会計法第 29 条の 9 第 1 項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供
 - ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

（２）事業の実施状況の監視及び改善要求措置

① 監視の方法等

近畿地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本事業の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。詳細は、入札公告時に示す。

② 改善要求、支払の減額等

近畿地方整備局は、維持管理業務において、事業者の帰責事由により業務要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に維持管理の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求めるほか、事業者に支払うべき維持管理業務の対価の減額等を行うことができる。詳細は、入札公告時に示す。

（３）業務の履行の検査等

① 本施設の完成検査

近畿地方整備局は、本施設の引渡しを受ける前に、会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査（完成検査）を行う。

近畿地方整備局は、完成検査の結果、本施設が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって調査・設計及び工事業務に係る対価を支払う。

② 維持管理業務の検査

近畿地方整備局は、各支払期の業務完了時に会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査を行い、維持管理業務に係る対価を支払う。

なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合、近畿地方整備局は上記（２）②の措置を講ずる。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業対象区域に関する事項

本施設の事業対象区域の概要は次のとおりである。詳細は、入札公告時に示す。

・所在地：大阪府高槻市朝日町

～富田丘町

※ 別紙1「事業対象位置図」、別紙2「調査・設計業務、工事業務、工事監理業務の対象範囲」及び別紙3「維持管理業務の対象範囲」参照

・事業対象：一般国道171号

・延長：約2.0km（道路延長：約1.0km）

2 本施設の計画に関する事項

電線共同溝等は、通信・電力管路、特殊部、舗装等で構成され、通信・電力管路に敷設される通信・電力ケーブル、トランス等の地上機器は含まない。

(1) 本施設の構成

分類	工種	施設名	構成	
電線共同溝等	一般部	電力系管路	管路	
		通信系管路	F A管、管路	
		道路管理者管路	管路	
	特殊部	電力系	地上機器柵、接続柵	
		通信系	道路管理者通信合同柵	
		道路管理者管路		
	連系・引込部	連系管	電力管路、通信管路	
		連系設備	電力管路、通信管路 ※設計・工事のみ、管理は占用業者等が実施	
		引込管	電力管路、通信管路	
	道路	車道	車道	路盤、舗装
		歩道	歩道	路盤、舗装
	道路附属物	その他	附属施設	防護柵、距離標、縁石
道路照明			交差点照明、単独照明	

※ 道路及び道路附属物は、設計・工事のみ、管理は道路管理者が実施

(2) 解体撤去・復旧・移設対象施設

電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧、移設する施設は、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。なお、車道及び歩道（路盤、舗装）、照明等は全て解体撤去・復旧するものとする。

第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

近畿地方整備局が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び応募者が提出した第二次審査資料並びに近畿地方整備局と選定事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、近畿地方整備局と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

2 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに近畿地方整備局又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了する。

(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の実施する業務内容が、事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、近畿地方整備局は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかつた場合は、近畿地方整備局は事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、近畿地方整備局は事業契約を解除できる。
- ③ 上記①又は②の規定により近畿地方整備局が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、近畿地方整備局は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

(2) 近畿地方整備局の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 近畿地方整備局の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できる。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は近畿地方整備局に対して損害賠償の請求等を行うことができる。なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、近畿地方整備局と事業者が協議して定めるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 近畿地方整備局又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、近畿地方整備局及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が調わない場合は、近畿地方整備局が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、近畿地方整備局は、事前に事業者

に通知することにより、事業契約を解除できる。

- ③ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従う。
- ④ 不可抗力の定義については、事業契約に定める。

3 金融機関等との協議

近畿地方整備局は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者の本事業に関する資金を供給する金融機関等と協議を行い、当該金融機関等と直接協定を締結することがある。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法制上又は税制上の措置が適用される場合には、それによることとする。

なお、近畿地方整備局は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等を想定していないが、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、近畿地方整備局は当該措置の適用以降の事業契約上の措置について検討する。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、近畿地方整備局はこれらの支援を事業者が受けることができるように協力する。

3 その他の措置及び支援に関する事項

近畿地方整備局は、事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、近畿地方整備局は、必要に応じて協力する。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 問合せ先

本事業に関する問合せ先は、以下のとおりである。

名称：国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路管理課

住所：〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手町3-1-41 大手前合同庁舎

TEL：06-6941-2500

Mail：kk-r171saiwai@gxb.mlit.go.jp

なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、近畿地方整備局ホームページを通じて適宜行う。

(<https://www.kkr.mlit.go.jp/road/sesaku/pfi.html>)

3 実施方針に関する説明会及び質問・意見の受付等

(1) 実施方針に関する説明会

実施方針に関する説明会は開催しない。

(2) 設計図書等の閲覧

本事業に応募する民間事業者は、以下の資料を閲覧することができる。

資料：大阪国道北部管内電線共同溝設計業務 報告書

閲覧方法：

・クラウドシステムによる閲覧の場合：

申請方法：国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 工務課に確認すること。

閲覧方法：別紙5「クラウドシステムによる「既存資料の閲覧」について」のとおり。

閲覧期間：令和5年8月2日（水）から入札公告日の前日まで

問合せ先：国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 工務課

住所：〒536-0004 大阪府大阪市城東区今福西2-12-35

TEL：06-6932-1445（直通）

Mail：kk-r171saiwai@gxb.mlit.go.jp

・上記方法による閲覧ができない場合：

閲覧場所：国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 工務課

閲覧期間：令和5年8月2日（水）から入札公告日の前日までの休日を除く毎日9時30分から18時00分まで。

問合せ先：事前に希望日について、以下の問合せ先に連絡すること。

国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 工務課
住所：〒536-0004 大阪府大阪市城東区今福西2-12-35
TEL：06-6932-1445（直通）
Mail：kkrr171saiwai@gxb.mlit.go.jp

（3）実施方針等に関する質問・意見の受付

近畿地方整備局は、実施方針等に記載された内容に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付期間：令和5年8月3日（木）から8月9日（水）17時まで

提出先：第8章1の問合せ先

作成方法：「実施方針等に関する質問書」（様式1）、「実施方針等に関する意見書」（様式2）を用いること。

提出方法：電子メールの添付ファイルとして第8章1の問合せ先に送信し、電話により着信を確認すること。

（4）実施方針等に関する質問回答

上記（3）により受け付けた質問及びこれに対する回答は、近畿地方整備局ホームページにおいて公表する予定である。なお、実施方針等の内容に関する電話での質問受付回答は行わない。また、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

（5）意見に対するヒアリング

上記（3）により受け付けた意見のうち、近畿地方整備局が必要と判断した意見について当該提出者から直接ヒアリングをする場合がある。

（6）実施方針の変更

近畿地方整備局は、民間事業者からの意見及び提案等を踏まえ、PFI法第7条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更することがある。

実施方針の変更を行った場合は、第8章2の近畿地方整備局ホームページにおいて速やかに公表する。

4 使用言語

本事業に関して使用する言語は、日本語とする。

5 書類作成に係る費用

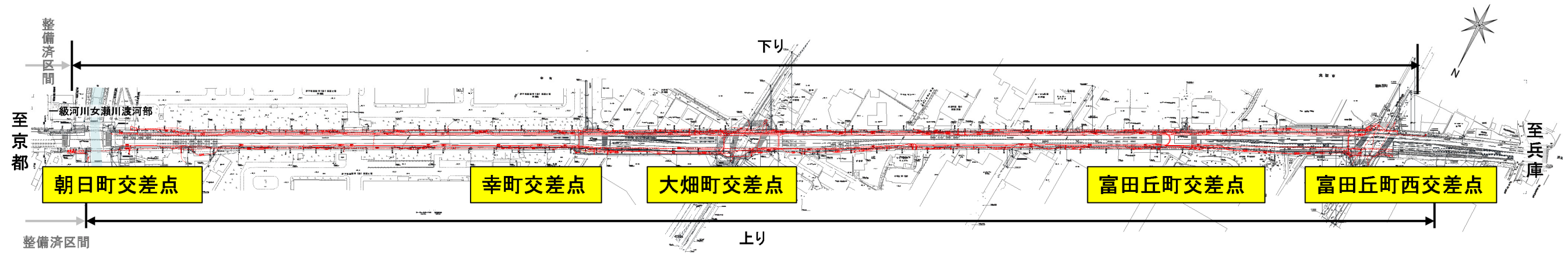
提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

別紙1 事業対象位置図

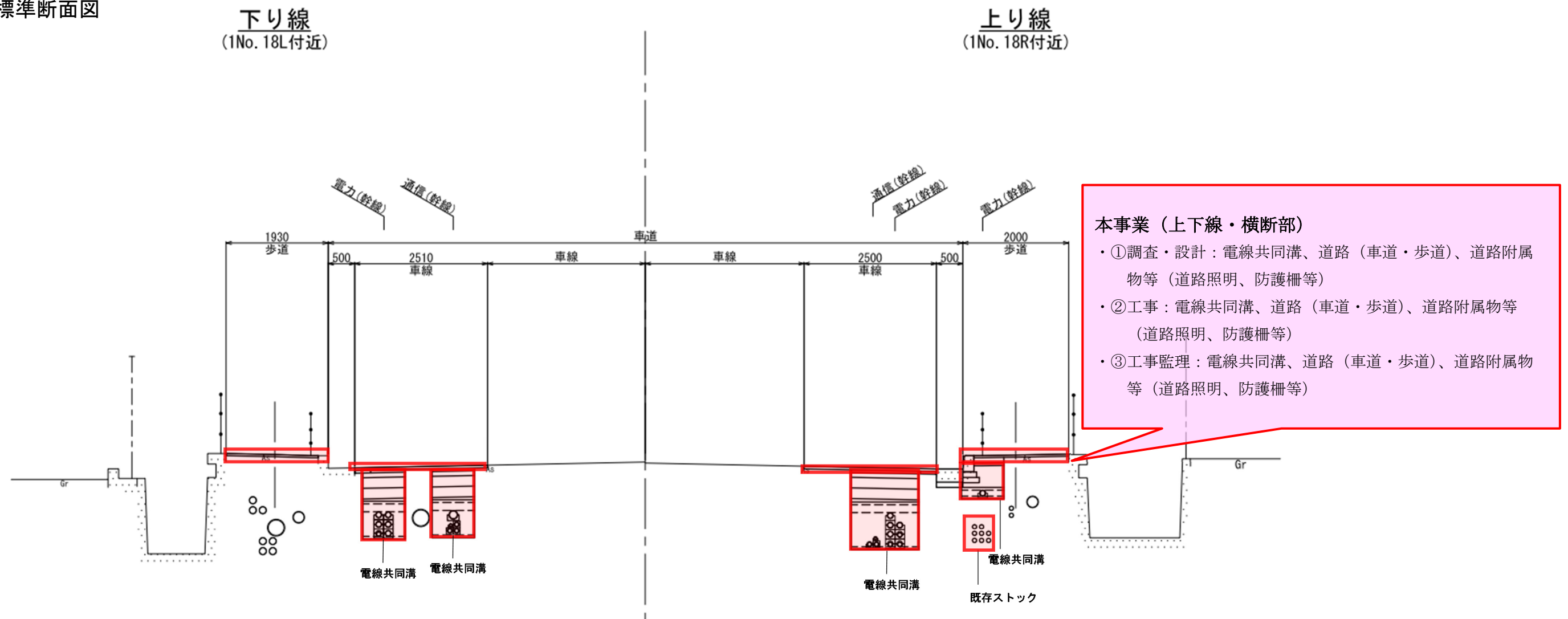


別紙2 調査・設計業務、工事業務、工事監理業務の対象範囲

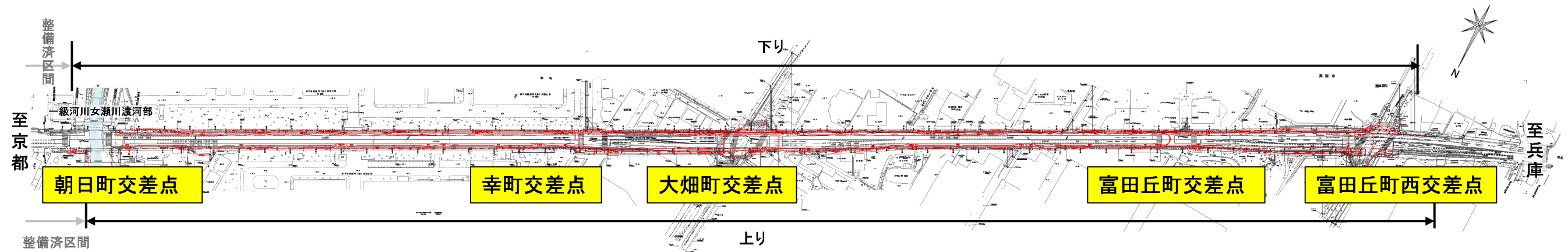
■平面図



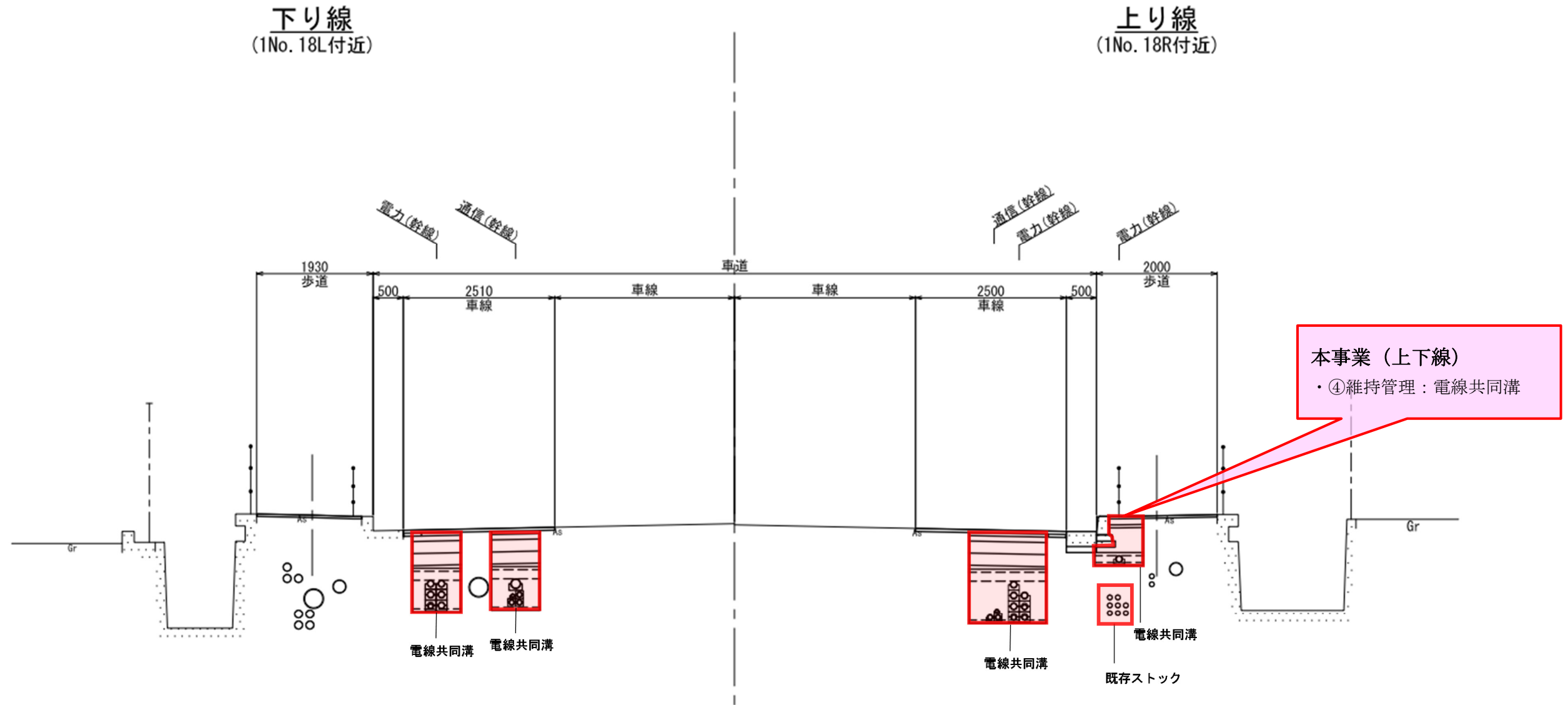
■標準断面図



別紙3 維持管理業務の対象範囲



■標準断面図



別紙4 リスク分担表

<「負担者」の凡例>

○ : リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△ : リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

空欄: 原則としてリスク負担がない

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
共通	選定企業等のリスク	1	業務を委託し、又は請け負わせる選定企業その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○	選定企業等の責めに帰す事由は、事業者の責に帰す事由とみなす。また、選定企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。
	支払い遅延リスク	2	国の支払いの遅延	○		国は事業者に遅延利息を支払う。
		3	事業者の国への支払いの遅延		○	事業者は国に遅延利息を支払う。
	資金調達リスク	4	本事業の実施に関する費用の事業者の資金調達に関する責任		○	
	金利変動リスク	5	基準金利確定の日までの金利変動による資金調達コストの増加	○		事業契約締結後、特定の時期(施設の完成引渡より前)に、基準金利を入札時のものから改定し、確定することを予定している。
		6	基準金利の確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加		○	
	国の関連業務に関するリスク	7	国が道路に関連して別途発注する業務において、国が使用する第三者(その使用人を含む。)に係る責任。	○		ただし、事業者による当該第三者との調整が不相当であったと認められる場合を除く。
	税制変更リスク	8	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用	○		
		9	消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用		○	
		10	本事業又は国が所有する道路の建設、維持管理・運営に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設による増加費用	○		
	法令変更リスク	11	合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上重大な支障を与えると認められる法令変更又は新設による増加費用	○		ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
共通	法令変更リスク	12	上記以外の法令変更又は新設による増加費用		○	
	不可抗力リスク	13	電線共同溝整備業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	○	△	増加費用又は損害について、施設整備費等の1%相当額までを事業者が負担し、これを越えた金額を国が負担する。数次にわたり不可抗力が発生する場合、電線共同溝整備期間の累計額に対して適用する。ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
		14	維持管理業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	○	△	増加費用又は損害について、当該年度の維持管理費の1%相当額までを事業者が負担し、これを越えた金額を国が負担する。数次にわたり不可抗力が発生する場合、1年度間の累計額に対して適用する。ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
	要求水準変更リスク	15	国の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○		
		16	法令の変更又は新設、税率の変更、技術革新等による、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認められた場合の事業費の減額		○	
	許認可取得遅延リスク	17	許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。)		○	ただし、国が許認可を取得する必要がある場合を除く。
	知的財産権侵害リスク	18	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
共通	要求水準の確保に係るリスク	19	要求水準の達成に疑義が生じた場合の検査のために、又は要求水準を達成しない、若しくは達成しないおそれがあると判断された場合の修補、改善等のために生じた増加費用		○	
	住民運動に関するリスク	20	無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用	○	○	国の提示条件に対する地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する。
		21	電線共同溝等の施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用		○	
調査・設計	土地の瑕疵に関するリスク	22	事業契約締結前に予期することができない土地の瑕疵に起因する増加費用	○		
	国の貸与資料に関するリスク	23	敷地に関する国の貸与資料の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用	○		
	調査に関するリスク	24	国による敷地に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費	○		
		25	事業者による敷地に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費		○	
	設計変更に関するリスク	26	国の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害	○		
		27	事業者の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害		○	
		28	上記以外の設計変更による増加費用又は損害	○	○	占用業者等との調整による設計変更については、協議によるものとする。
	設計図書の瑕疵リスク	29	国が実施した詳細設計結果の瑕疵による増加費用又は損害		○	詳細設計結果はあくまで参考として貸与する。
		30	本事業の設計業務の成果の瑕疵による増加費用又は損害		○	
	環境対策リスク	31	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		○	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
調査・設計	環境対策 リスク	32	本事業の実施に関して、国の 帰責事由により生じた近隣住 民等の要望活動・訴訟に起因 する増加費用	○		
		33	本事業の実施に関して、国の 帰責事由以外により生じた近 隣住民等の要望活動・訴訟に 起因する増加費用		○	
整備・引渡し	引渡し遅 延リスク	34	国の帰責事由による引渡しの 遅延による増加費用	○		国は増加費用を負担する。た だし、未実施の維持管理業務 相当分の対価については支払 わない。
		35	与条件として明示していない地 中障害物の処理によるもの	○		
		36	事業者の帰責事由による引渡 しの遅延による増加費用又は 損害		○	事業者は国に損害遅延金を支 払う。本施設の整備を行う上 で避けることのできない事象と国 が判断する場合は協議による ものとする。
	工事中止・ 中断リスク	37	国の帰責事由による工事の全 部又は一部の一時中止による 増加費用	○		
		38	事業者の帰責事由による工事 の全部又は一部の一時中止に よる増加費用		○	
	臨機の措 置に関す るリスク	39	災害防止等のための臨機の措 置に要した費用(不可抗力に 起因する場合を除く)	○	○	施設費の範囲において事業者 が負担することが明らかに適 当でない認められる部分につ いては国が、その他については 事業者が負担する。
	第三者へ の損害リ スク	40	工事の施工に伴い通常避ける ことのできない騒音、振動、大 気汚染、地盤沈下、地下水の 断絶、水質汚濁等の理由によ り、工事の施工について第三 者に及ぼした損害	○	○	設計図書等の内容如何にかか わらず本施設の整備を行う上 で避けることのできないもの と国が判断する場合は協議に よるものとする。
		41	上記以外で、国の帰責事由に より、工事の施工について第 三者に及ぼした損害	○		ただし、保険によりてん補され た部分を除く。
		42	その他国の帰責事由以外で、 工事の施工について第三者に 及ぼした損害		○	
	部分使用 による損 害リスク	43	引渡し日前の国の施設の利用 による増加費用又は損害	○		

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
整備・引渡し	契約不適合リスク	44	瑕疵の修補又は損害賠償の請求		○	瑕疵の修補又は損害賠償を請求できる期間は、施設の引渡し後 2 年以内(当該瑕疵が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合については 10 年以内)
	物価上昇リスク	45	施設整備期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による電線共同溝整備費の増加	○	△	ただし、特殊な要因又は予期することのできない特別な事情により、著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合については、施設整備費の変更について国と協議できる。
	事業用地の維持保全リスク	46	施設整備期間中の敷地の維持保全及びこれに要する費用		○	
維持管理	臨機の措置に関するリスク	47	災害防止等のための臨機の措置に要した費用(不可抗力に起因する場合を除く)	○	○	維持管理費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でない認められる部分については国が、その他については事業者が負担する。
	第三者への損害リスク	48	国の帰責事由により、維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害(騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。)	○		
		49	国の帰責事由以外により、維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害		○	
	施設の損傷リスク	50	国の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用	○		
		51	事業者の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用		○	
		52	国又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による施設の損傷を復旧するための費用(不可抗力に起因する場合を除く)	○		国は事業者が生じた増加費用を負担する。
	占有物件への損害リスク	53	事業者の帰責事由により、維持管理業務の実施について電線共同溝に入溝する占有物件に与えた損害		○	
維持管理業務の開始遅延・中止・中断リスク	54	国の帰責事由による維持管理業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理費の減額	○	○	国は事業者が生じた増加費用を負担する。	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
維持管理	維持管理業務の開始遅延・中止・中断リスク	55	事業者の帰責事由による維持管理業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理費の減額		○	
	物価上昇リスク	56	維持管理中の賃金水準又は物価水準の上昇による維持管理費の増加	○	△	一定の条件を満たす場合については、維持管理費を改定する。
契約終了・解除	原状回復リスク	57	契約の終了時又は解除時に、事業者(選定企業その他の第三者を含む。)が所有する設備その他の物件等を電線共同溝から撤去するとともに、事業場所を業務に支障のない状態に復旧する費用		○	
	移行期間保全リスク	58	契約解除通知時から引渡し又は業務引継ぎの完了の時までの施設の出来形又は施設の維持保全に要する費用		○	
	契約解除リスク	59	国の帰責事由による契約解除	○		
		60	事業者の帰責事由に契約解除		○	事業者は国に違約金を支払う。
		61	不可抗力に起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。
		62	法令変更に起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。

別紙5 クラウドシステムによる「既存資料の閲覧」について

クラウドシステムによる「既存資料の閲覧」は下記のとおりです。

記

1. 閲覧方法

下記 URL にアクセスしてください。

URL : <https://readingroom.jacicloud.jp/entry/add/4li02382868k54j3>

2. 問い合わせ

クラウドシステムの操作方法及び不具合が発生した場合は、下記 URL にアクセスして下さい。

URL : <https://jacicloud.jp/doc/help/index.html>

3. その他

- ・既存資料は、閲覧のみ可能です。

以 上

Summary

1. Administrators of public facilities:
Shigenori Kennzaka, Director-General of Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
2. Classification of the service to be produced:
41,42
3. Subject matter of the contract
PFI-based design, construction, construction supervision and maintenance of the Saiwai Common-Use Cable Tunnel (BTO-scheme)
4. Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:
October 2023 (Details to be announced.)
5. Contact point for the project:
Road Administration Division, Road Department, Kinki Regional Development Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
3-1-41 Otemae, Chuo-ku, Osaka-shi, Osaka 540-8586, Japan
TEL 06-6942-1141

様式1 実施方針等に関する質問書

令和 年 月 日

実施方針等への質問書

「国道171号幸電線共同溝PFI事業」に関する実施方針等について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■実施方針に関する事項							
(記載例)	実施方針	1	第1章	1	(5)	事業目的	
(記載例)	要求水準書(案)	8	第2章	1	(1)	一般事項	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
■その他資料に関する事項							
(記載例)	別紙4					リスク分担表	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

※適宜、行の挿入・削除を行ってください。

様式2 実施方針等に関する意見書

令和 年 月 日

実施方針等への意見書

「国道171号幸電線共同溝PFI事業」に関する実施方針等について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■実施方針に関する事項							
(記載例)	実施方針	1	第1章	1	(5)	事業目的	
(記載例)	要求水準書(案)	8	第2章	1	(1)	一般事項	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
■その他資料に関する事項							
(記載例)	別紙4					リスク分担表	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

※適宜、行の挿入・削除を行ってください。